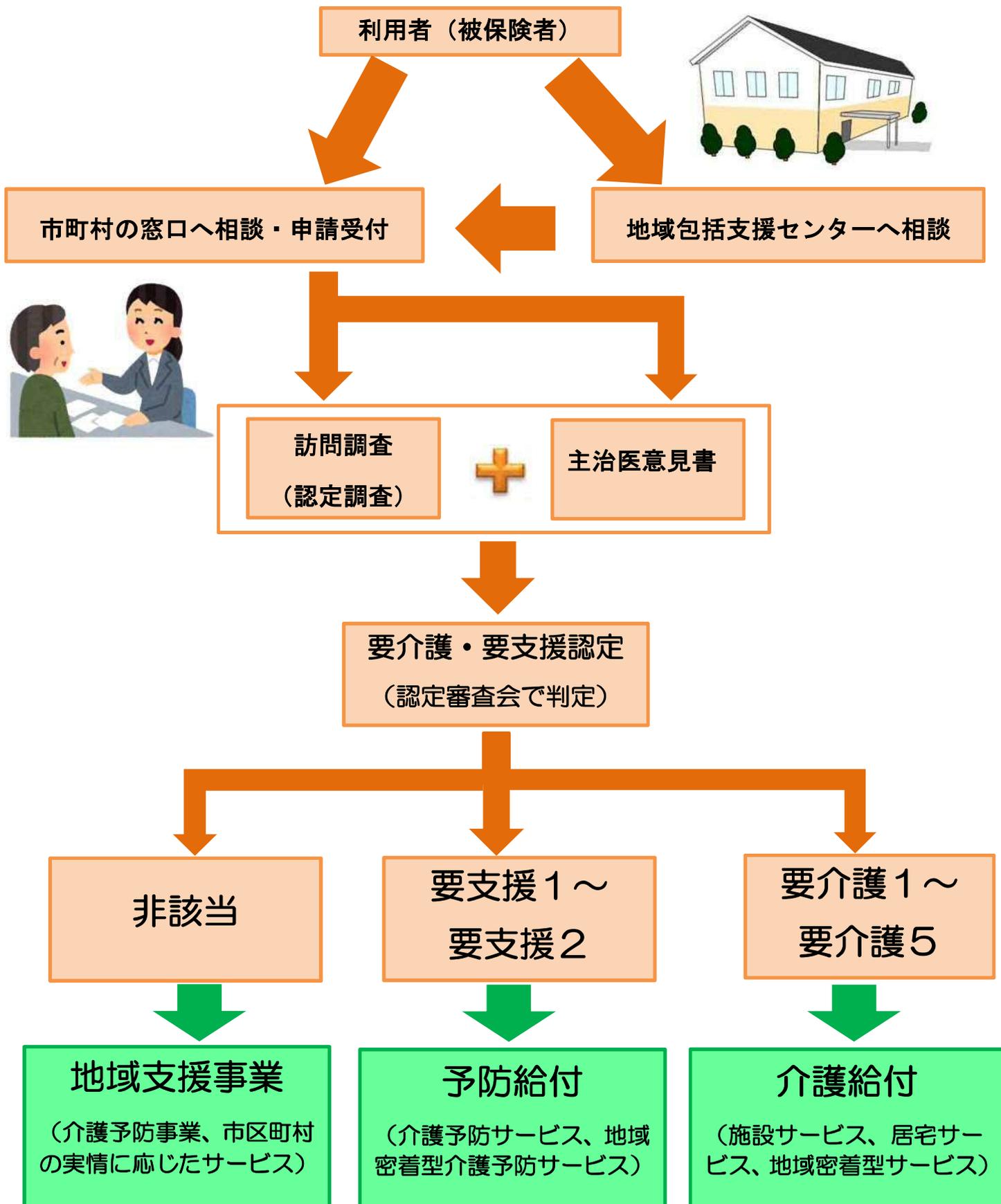


介護保険サービス利用の流れ

実際に介護が必要になったときや、介護保険サービスを利用したいと思ったらどのような手続きをすれば良いのでしょうか？

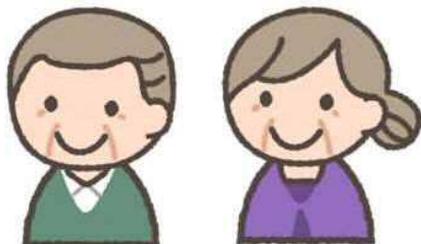


介護保険サービスの利用対象者

岡崎市から介護または支援が必要と認定（要介護・要支援認定）を受ける必要があります。

65 歳以上の方

（第1号被保険者）



原因を問わず、日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された場合に、サービス（保険給付）が利用できます。

40～64 歳の方

（第2号被保険者）



老化が原因とされる病気（※特定疾病）がもとで日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された場合に、サービス（保険給付）が利用できます。

※老化が原因とされる病気（特定疾病）

あらかじめ 16 疾病に該当するかどうかを主治医に確認の上、申請してください。

- がん（末期）
- 関節リウマチ
- きんしゆく そくさく筋萎縮性側索硬化症
- こうじゅうじんたい後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- せきすい脊髄小脳変性症
- せきちゅう きょうさく脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統委縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の、膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護・要支援認定について①

市区町村へ申請（岡崎市介護保険課窓口へ）



認定調査

認定調査員が訪問し心身の状態を聞き取り調査します。原則ご家族の立会いが必要です。



主治医意見書

かかりつけの医師に病気や心身の状態に関する書類を作成してもらいます。



認定審査会

認定調査結果や主治医の意見書をもとに保健・医療・福祉の専門家がどれくらい介護が必要かを審査します。



認定



介護（予防）サービス計画（ケアプラン）作成依頼

●要介護 1～5の方

指定居宅介護支援事業者に介護サービス計画の作成を依頼します。

●要支援 1～2の方

地域包括支援センターで介護予防サービス計画の作成を依頼します。



介護（予防）サービス計画（ケアプラン）の決定



その人にあった状態の介護（予防）サービスの計画を立てます。この時点までは自己負担は発生しません。



介護保険サービス利用の開始

ここから自己負担が発生します。原則として、サービス費用の1割もしくは2割が自己負担となり、残りの9割もしくは8割は介護保険から給付されます。

要介護・要支援認定について②



介護保険サービスを利用したときの費用について見てみましょう。

要介護状態区分によって1ヶ月に利用できる介護保険サービスの利用限度額が異なります。

要介護状態区分	1ヶ月に利用できる介護保険サービスの利用限度額
要支援 1	約 50,030 円
要支援 2	約 104,730 円
要介護 1	約 166,920 円
要介護 2	約 196,160 円
要介護 3	約 269,310 円
要介護 4	約 308,060 円
要介護 5	約 360,650 円

【注 意】

上記金額内で利用したサービス費の1割もしくは2割が自己負担になります。認定を受けたからといってその要介護状態区分の限度額いっぱいまで介護保険サービスを利用できるわけではありません。サービスの利用は、その方にあった介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を立て、必要と認められたサービスのみ利用となります。

※平成 30 年度 8 月より自己負担の割合は 1 割、2 割もしくは 3 割となります。

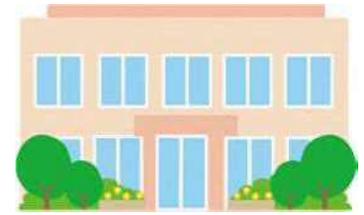
ちなみに・・・

要介護もしくは要支援に必ず認定されるわけではありません。認定審査会において、基本的な日常生活が概ね自己にて行うことができ支援等必要ないと判断されると、非該当となります。非該当となると介護保険サービスは利用できません。

また、認定された方も1度受ければよいというものではありません。認定されると、必ず有効期間が設定されます。引き続きサービスが必要な場合は、更新手続きが必要です。（有効期間満了日の60日前から申請できます。）そして、その都度、要介護・要支援認定①でも示した認定調査等を行い、その状態での認定を出します。（要介護状態区分がずっと一定になるわけではありません。）

認定後、状態が変われば変更申請をし、認定を見直すことができます。

福祉・介護の相談先



介護が必要になったとき、どこに相談したら良いのでしょうか？

◆地域包括支援センター

地元の頼りになる相談先！

地域包括支援センターとは、地域で暮らす高齢者の皆様の生活を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支えるための相談窓口です。

- ・ 高齢者の生活・介護全般・福祉サービス全般に関する相談受付
- ・ 要支援 1・2 の認定を持つかたへのケアプランの作成
- ・ 要支援・介護状態になることを予防するための相談
- ・ 高齢者の権利を擁護するための支援 など

◆岡崎市の地域包括支援センター一覧

名称	電話	担当小学校区
中央地域福祉センター	25-3199	梅園
ひな	65-8555	広幡、井田
岡崎東	84-5003	根石、男川 生平、秦梨
真福	66-2667	常磐南、常磐東、 常盤
社会福祉協議会	23-1105	愛宕
竜美	55-0751	三島、竜美丘
さくらの里	22-3030	六名、連尺
なのはな苑	57-8087	岡崎、福岡
スクエアガーデン	57-1133	羽根、城南
ふじ	55-0192	上地、小豆坂
高年者センター岡崎	55-8399	美合、緑丘
北部地域福祉センター	45-1699	恵田、奥殿 細川、岩津
さくら	73-3377	大樹寺、大門
やはぎ苑	34-2345	矢作南
西部地域福祉センター	32-0199	矢作東、矢作西
はしめ	33-5610	矢作北、北野
南部地域福祉センター	43-6299	六ツ美北部 六ツ美西部
むつみ	57-6288	六ツ美中部 六ツ美南部
東部地域福祉センター	48-8099	竜谷、藤川 山中、本宿
額田	82-3129	豊富、夏山、宮崎 形埜、下山

◆幸田町の地域包括支援センター一覧

名称	電話	担当小学校区
幸田町北部	62-5516	坂崎、幸田
幸田町中央	62-7331	中央、荻谷
幸田町南部	47-7370	豊坂、深溝

介護保険サービスの種類①

要介護認定を受けるとさまざまな介護保険サービスを受けることができます。

居宅サービス

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護（デイサービス）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）
- 特定施設入居者生活介護
（有料老人ホーム等における介護）
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給
（手すりの取付け、段差の解消など）

プロが自宅に訪問する訪問型サービスや、通って利用する通所型サービス、入所型サービス、また、自宅の環境を整えることができるようなサービスなど、サービスの種類はさまざまです！また、介護予防のサービスもあります！



施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護療養型医療施設

※施設サービスは要支援 1・2 の方は利用できません。

※特別養護老人ホームについては原則として要介護3以上の方が利用できます。

介護保険サービスの種類②

地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護（デイサービス）

介護保険サービスの利用者負担は？

介護保険サービスを利用した場合、基本的に利用者はサービス費用の**1割又は2割**を負担します。

（施設サービスやショートステイ等を利用する場合は、居住費、食費、日常生活費等の負担も必要になります。）

※平成30年度8月より自己負担の割合は1割、2割もしくは3割となります。



公的介護保険外のサービスについて

岡崎市には介護保険外でもさまざまなサービスがあります。

一人暮らしの高
齢者でも安心♪

●訪問理容サービス利用券給付●

【内容】理容店に出向くことが困難な在宅ねたきり高齢者の保健衛生向上と介護者の負担軽減を図るため、訪問理容を受けたいかたに、出張料金を助成します。1回1,000円分の訪問理容サービス利用券(出張料金相当分)を年6枚まで支給します。

【対象】在宅ねたきり高齢者等見舞金受給資格を有するかた(市民税非課税のかたで、65歳以上の自宅において介護を受けている、要介護4・5の認定を受けたかた)(施設等入所、医療入院中のかたは除く)

●家具転倒防止金具の取り付け●

【内容】災害に備えて1世帯に5家具まで転倒防止金具を取り付けます。1世帯に5家具まで。ただし、取り付けが可能なものは、木製の家具または冷蔵庫(冷蔵庫は、ベルト式器具と木ねじで取り付け)

【対象】市内に在住(入院・入所を除く)で、次のいずれかに該当するかた

- ・65歳以上の高齢者のみの世帯に属するかた
- ・介護保険で要介護3以上の認定を受けているかた

●地域福祉センター●

市内6カ所にある高齢者の地域交流、余暇活動の場として、娯楽室、浴室等を利用できます。各地域福祉センターでは高齢者向けに定期講座や介護予防教室等を実施しています。

高年者センター岡崎 TEL55-0116 中央地域福祉センター TEL25-7701

北部地域福祉センター TEL45-8790 南部地域福祉センター TEL43-6600

西部地域福祉センター TEL34-3211 東部地域福祉センター TEL48-8090

入場料：無料 開館時間 9:00～17:00 (入浴は 10:30～15:00)

入浴料：1回100円

他にもさまざまなサービスが！詳しくは岡崎市役所
長寿課 (0564-23-6147) へお問い合わせを！